

第十九回 参議院建設委員会會議録第二十九号

昭和二十九年四月二十三日(金曜日)午後一時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
島津 忠彦君
赤木 正雄君
近藤 信一君
田中 一君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設大臣官房長 石破 二郎君
事務局側 常任委員 菊池 璋三君
会専門員 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設大臣官房 宮内 潤一君
建設課長

本日の会議に付した事件

○建設機械抵当法案(内閣提出、衆議院送付)

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

今日は建設機械抵当法案と公共工事

第十六部

建設委員会會議録第二十九号

昭和二十九年四月二十三日

【参議院】

の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして逐条審議を進めて行きます。

○政府委員(石破二郎君) 只今議題になりました建設機械抵当法案につきまして各条文を逐いまして御説明申し上げます。

先ず第一条でございますが、これはこの法案の制定目的を規定いたしております。即ち本法は新たに動産抵当として建設機械に抵当権を設定し得るようになりし、これによつて長期資金の確保等に寄与し、以て建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする趣旨を宣言したのであります。

第二条でございますが、この法律に書いておきますところの建設機械の定義を規定したものであります。本法におきまして建設機械の定義を認め、建設機械は、建設法第二条第一項の別表に定めておきますところの土工工事等二十二の建設工事というのを指定いたしておりますが、この二十二の建設工事の用に供される建設機械類であることを規定し、その具体的な範囲は政令で定めることとしておきます。

政令で規定します建設機械の範囲につきましても、これはまだいろいろ検討はいたしておりますが、最終的に勿論きめてはおりませんが、考え方としては成るべく広く政令で指定いたしたいと思ひますけれども、まあ初めのうちはやはりこの法律の円滑且つ確実な施行を期するためにも或る程度制限いたしまして指定せざるを得

んのかならうかと、かように考えております。お手許にお配りしております印刷物によりまして、例えばブルドーザ程度のものというふうなことを書いておきますけれども、必ずしもブルドーザということに我々の目がきまつておるわけじゃないので、後ほど機会がありましたらならばいろいろ御説明も申上げ、又御意見も承わりたいと思つております。

次に第三条でございますが、これは所有権保存登記に関する規定であります。建設機械に抵当権を設定しようとする者は先ず第四条の規定によりまして、その建設機械に建設大臣又は都道府県知事に記号の打刻を受けまして、その打刻を受けた後その所有権保存登記を受けなければならぬ。こういう規定をいたしてございまして、この所有権保存の登記を申請し得る者でございしますが、これは本法の確実な施行を確保するために建設法によつて登録を受けた建設業者に限る、こういうことにいたしましたのであります。ただ建設業者でありまして、只今申上げました打刻又は打刻番号の検認のない建設機械につきましても、所有権保存の登記が受けられないこととし、又質に入つております建設機械や差押、仮差押、仮処分目的となつております建設機械についても同様に取り扱ふこととしたのであります。従ひまして若し誤つてこういう建設機械について登記がなされたような場合におきましては、その登記は質権者或いは差押、仮差押、

仮処分の債権者に対しては効力を生じない旨をこの第二項に明確に規定したのであります。従ひましてこの建設機械について抵当権を設定されましても、その抵当権は従前の質権者等には効力を生じないこととしてございまして。

次に第四条でございますが、これは先ほど申上げました打刻に関する規定であります。この第二項におきましては、その打刻又は検認の手続等はすべて政令で定めることとしたのであります。この打刻又は検認は建設大臣が実施するのであります。迅速にその事務を行うためには、都道府県知事登録業者の所有する建設機械或いは建設大臣登録業者の所有する建設機械であります。また、遠隔の地にあるような場合には都道府県知事に打刻させる必要があると思ひますので、第三項にその委任の規定を設けたのであります。又この打刻は登記官吏が形式審査によつて申請を受理し得ることができるとし、行政官庁が所有権について確認すると共に建設機械の実行の場合に裁判所が建設機械の同一性を確実に検認し得るために行ふ、こういう趣旨のものであります。従ひまして打刻記号の申請を確保する必要がありますので第四項に違反して打刻した記号を毀損した場合には後ほど御説明申し上げます第二十九条により一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処することとしたのであります。

次に第五条でございますが、第三条の規定によつて所有権保存登記を受けた建設機械について抵当権を設定し得るというこの法律の根本となります事項を定めたのであります。この抵当権は民法の百七十五條に規定のありますいわゆる他の法律に定める物権の一つに當るわけでございます。これは自動車抵当法によりましてものと航空機抵当法によりましてものと同一の趣旨の、いわゆる民法にいます他の法律に定める物権の一つであります。これは第五条の規定によつて創設されまところの抵当権の内容を規定したものであります。民法に規定する不動産の抵当権と全く同一の内容であります。

第六条のうちに「債務者又は第三者」とありますのは、この法律の第三条により当然建設業者の登録を受けた建設業者に限られるのであります。例外的に抵当権の設定後建設業者が建設法により登録の取消しを受けたような場合には建設業者以外の者が該当することがあります。又ここにいう第三者とは、債務者以外の第三者がいわゆる物上保証人となる場合であります。なお抵当権は質権と対比して目的物の占有を移さない点に特色があり、抵当権設定者が目的物の使用、用役を続けることができまので、建設機械については特に効用を発揮するものと考えられます。又抵当権とそれが担保する債務、即ち被担保債権との関係につきましては、担保される債権は必ずしも金

銭債権には限りませんが、少くとも金銭に算定してその額を一定できるものであることを要します。

第七條は對抗要件に関する規定であります。即ち物權の本質的効力であり、排他性は對抗要件を具備する必要があるものでありますが、建設機械は本質的には不動産であり、民法の一般原則によれば占有が所有權の得喪、變更の對抗要件となるのであります。併し第三條に關して述べましたように、建設機械については抵當權を設定しようとする者は必ず所有權保存登記をさせる必要がありますし、又抵當權は占有移轉を伴いませんので、必らず公簿によつて權利變動を公示する制度が必要になるのであります。従いましてこの第七條は建設機械の所有權及び抵當權の得喪、變更は登記をしなければ第三者に對抗できないこととしたのであります。又登記は一個の建設機械について一用紙を備える建設機械登記簿に記載することとしたし、第九條により政令で定めることとしたのであります。

次に第八條であります。これは登記用紙の閉鎖に関する規定であります。第七條に關連して述べましたように、建設機械は本質的に不動産でありますので、不動産的な取扱いは抵當權設定の目的のためにだけその必要の限度においてのみ行われるべきものと考えられますので、所有權登記後三十日以内に抵當權の登記がなされないときは、抵當權の登記が抹消された後に三十日以内に新しい抵當權の設定の登記がなされないときには、取引の安全を図るために、登記官吏はその建設機械

の登記用紙を閉鎖し、本来の姿でありますところの不動産の取扱ひに返すこととしたのであります。併し当該所有權保存登記に差押、仮差押等の登記がされておるような場合には、その法律關係を安定させるために依然として不動産的に取扱ひが必要でありますので、登記用紙を閉鎖しないこととしたのであります。

なお抵當權の効力の及ぶ範圍でありますとか、その不可分性でありますとか、物上代位のものととか、物上保証人の求償權、抵當權の順位でございますとか、先取特權との順位、それから担保される利息、それから抵當權の処分、代価弁済、第三取得者の費用償還請求權、それから共同抵當の代価の配分、一般財産からの弁済及び時効による消滅等については、十條から二十四條まで規定いたしております。これらは民法と同様の内容の規定でありますので、詳細はここでは省略して頂きたいと思ひます。

その次に二十五條、これは質權設定の禁止を規定したものであります。既登記のあります建設機械について抵當制度が創設されるのでございますから、更に動産質というよりなもの設定を併行して認めますと、建設機械を目的とする民事法律關係を非常に錯綜させます。抵當制度の適用を阻害する虞れがあるのであります。又動産質の設定を認めた場合は、抵當權の順位の調整が必要となります。このために質權の登記の途を開くというより必要も出て来ますので、この法律におきましては抵當權設定だけを認めることとして、質權の設定を禁止したのであります。なお、自動車とか航空機等、す

でに動産抵當制度を認めておる法律におきましては、今度の法律と同じような取扱ひをいたしておるのであります。

次に第二十六條は強制執行に関する規定でございます。建設機械について前申上げました通り公簿による權利公示の制度が採用されたのに伴ひまして、それらの建設機械を目的とする強制執行及び競売手続につきましても不動産に準ずる取扱ひをする必要があらますので、裁判所におきまして慎重にこれを行わせることを適當とする趣旨から規定したものであります。更にこの手続については最高裁判所規則に譲つたのであります。最高裁判所規則の定めるところによつてということにいたしましたのであります。なおこの最高裁判所規則でさういふ手続の前例をいたしましては自動車抵當法、航空機抵當法、これらのものについても同様に扱つております。

第二十七條の第一項の規定は、第二條第二項に規定する政令の改正によつて将来建設機械の範圍が拡大されたようになるときに、自動車抵當法との競合を避けるために道路運送車両法により所有權の登録を受けている建設機械については、その登録がある間はなお建設機械として取扱はず、自動車抵當法によるものとしたものであります。第二項は前項とは逆に、将来政令の改正によつて建設機械の範圍が狭くなつたような場合に、直ちに抵當權を消滅させ、或いは即時に実行させるといふようなことは不當と思われまうので、こゝういふ場合にもすでに所有權の登記がなされている建設機械については、この法律による建設機械とみな

して法律關係の安定を図つたのであります。

第二十八條は、将来例えば第二十七條に規定するようなことが起つた場合に、運輸大臣と建設大臣、登記官吏相互間の通知義務等を規定する必要があると考えられますので、必要な手続その他の細則を政令によつて規定することができるよういたしましたのであります。

第二十九條の罰則でございますが、第四條の御説明の際にも申上げました。そのほかこの法律の目的を達成するために、競売を免れる目的で建設機械を隠匿、又は損壊した者を処罰する必要があると認められましたので三十條を設けた次第であります。

最後に、以上申上げましたような内容を持つ不動産抵當制度を確立するに當りまして、自動車抵當法、道路運送車両法、登録法、担保附社債信託法、国庫徴収法、建設省設置法などの一部を改正する必要がある、又自動車抵當法との關係におきましては経過規定を設ける必要があらますので、附則を十一項設けたような次第でございます。

以上申上げましたのが、簡單ではございまいましたが建設機械抵當法案の逐條的な御説明でございます。

次にもう一つ御注意になつております公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

先ず第二條の改正でございますが、第二條の改正は二つのことを含んでおります。先ず第一には、日本電信電話公社、これは公共工事の前払金保証事業に関する法律が施行されましたとき

にはまだ電氣通傳省でこの仕事をやつておつたのであります。その後公社として独立しましたので今回追加いたしましたのであります。

その次にもう一つこの第二條の改正は、最近ダムなどの建設工事等、大規模な工事の発注に伴ひまして、土木建築に関する工事と同様に建設機械の製造代金を前払し、その製造を容易ならしめ、以て公共工事の適正な施行に万全を期する必要があるもので、国、地方公共団体等が建設機械の製造代金を前払する際に保証事業会社が保証できるように、土木建築に関する工事とを目的とする機械類の製造を含むこととし、前払金の保証の範圍を、工事だけではない、建設機械の製造まで拡張いたしましたのであります。

次に第十九條の改正でございます。建設業者の建設機械購入に関する資金に關して長期融資を容易ならしめ、以て公共工事の施行を確保するために、現行法によつて認められておりますところの運輸資金に関する金融保証と同様に、建設機械購入の資金を金融機關から借入れる場合、その債務を保証することを保証事業会社に兼業させるように第二號にこれを追加したのであります。なおこれに伴ひまして本文の整理として、第二號を第三號に繰下げたのであります。

第十九條の二の一條を新設いたしましたのは、現行法上では金融保証約款については監督規定がございせんので、保証事業会社に行わせるところの金融保証の業務が追加されましたので、この金融保証約款を建設大臣の承

認を求めさせる等の規定を設けたのであります。即ち第一項は承認に関する規定であります。第二項は金融保証約款で定める事項を建設省令で以て定めるといふようなことを規定したのであります。そのほか必要な事項については、前払金の保証約款に関する規定を準用することを第三項に規定いたしましたのであります。

第二十一条、第二十五条第一項、第二十六条のそれぞれ改正は、先ほど御説明申し上げました第二條、第十九條及び第十九條の二の改正に伴ひまして所要の条文の整理を行なつたものでございませう。

以上簡単ではございしましたが、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(深川タマエ君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

建設機械抵当法案の總括的な御質問を願ひます。

○田中一君 この会期も相当迫つてゐる現在、こうして少くとも国民の或る種の業種に影響のある法案が出されまことにつきましては、これは非常に注意をして審議をしなければならぬと思ふのです。そこでなぜこの会期の迫つた今日、殊に政界の動きも非常にあつた時にこれを提出しなければならなかつたかといふことについて、今までの立法の経緯とそれから今まで法務省その他で以て難点になつておつた点、こういう点を先ず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石破二郎君) 大要提案が遅れまして申訳ございせんが、この法案を急いで御審議願ひたい、今国会において御審議願ひたいという趣旨につきましては、提案理由の際に政務次官から詳しく申上げてありますので、この際省略して頂きたいと思ひます。

法務省との間にいろいろ折衝いたしたの、これに時日を要したのは事実でございますが、実はこの法律のいろいろな作業につきましては両省で共同でいたしたのであります。御承知の通りこの物権、動産抵当は民法の例外規定でございまして、民法は法務省が所轄しておるといふような関係もあり、いろいろ折衝しておつたのであります。ところが、どこにどうといつて特に問題になつた点はないのであります。善意の第三者を保護する点でございまして、或いはその善意の第三者の保護、抵当権者の権利を十分保護するといふような点をどういふふうに調整するかといふような点がやはり法務省ではいろいろ御検討になつたようでございませう。

○田中一君 私人開するところによりますと、今日ある自動車抵当法は余り成績のいい運営をしていないといふふうに聞き及んでゐるのです。無論動産でずから相当……殊に使へば使うほど磨耗する機械です。又どこへも持つて行けるものであります。そういう点からいつて法務省はこうした動産抵当といふものに対する根本的な検討を新たにしなければならぬのではないかといふような点からこの建設機械抵当法につきましても検討されたのではな

○田中一君 私人開するところによりますと、今日ある自動車抵当法は余り成績のいい運営をしていないといふふうに聞き及んでゐるのです。無論動産でずから相当……殊に使へば使うほど磨耗する機械です。又どこへも持つて行けるものであります。そういう点からいつて法務省はこうした動産抵当といふものに対する根本的な検討を新たにしなければならぬのではないかといふような点からこの建設機械抵当法につきましても検討されたのではな

○田中一君 私人開するところによりますと、今日ある自動車抵当法は余り成績のいい運営をしていないといふふうに聞き及んでゐるのです。無論動産でずから相当……殊に使へば使うほど磨耗する機械です。又どこへも持つて行けるものであります。そういう点からいつて法務省はこうした動産抵当といふものに対する根本的な検討を新たにしなければならぬのではないかといふような点からこの建設機械抵当法につきましても検討されたのではな

の一番の痛であつた点ですね。これは率直にそれを御説明になつて……今まで自動車抵当法そのものに對して成果が挙げなかつたようでありまして、それをこの法律でどの辺まで活かしておるかといふ点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石破二郎君) 自動車抵当法が非常に評判が悪いというお言葉でございますが、私も細部は勿論承知いたしておりますが、この抵当法の施行の状況を私の知つておる範囲で申し上げますと、御承知の通りこの自動車抵当法は昭和二十六年に制定されたものでございまして、昭和二十七年中の抵当権設定の状況、これを申し上げますと、車両の數にしまして約四万二千台の車両について抵当権が設定されております。これの抵当としての、これと見合ふと申し上げますが、債権の額は百四十七億に上つております。これが二十七年中の状況でございまして、自動車抵当の……まあ私もといたしましては、このように百四十七億といふのは相當の數でもございまして、所期の効果を、法律制定所期の目的を自動車抵当法としてやはり挙げておる、かように解釈いたしております。

○田中一君 では今まで提案が遅れたといふまでは、自動車抵当法の成果が非常にいいといふ点から遅れたのか、或いはもう一遍動産抵当に對する検討を新しく行われたものであつたのかどうか、率直に答弁を願ひたいのです。法務省としてもどうしてこれが必要なのだ、又今までのほかの航空機及び自動車の債権設定の問題につきまして非常な影響をほかに与えてゐるから遅れたのか、どつちかになると

○田中一君 では今まで提案が遅れたといふまでは、自動車抵当法の成果が非常にいいといふ点から遅れたのか、或いはもう一遍動産抵当に對する検討を新しく行われたものであつたのかどうか、率直に答弁を願ひたいのです。法務省としてもどうしてこれが必要なのだ、又今までのほかの航空機及び自動車の債権設定の問題につきまして非常な影響をほかに与えてゐるから遅れたのか、どつちかになると

○田中一君 では今まで提案が遅れたといふまでは、自動車抵当法の成果が非常にいいといふ点から遅れたのか、或いはもう一遍動産抵当に對する検討を新しく行われたものであつたのかどうか、率直に答弁を願ひたいのです。法務省としてもどうしてこれが必要なのだ、又今までのほかの航空機及び自動車の債権設定の問題につきまして非常な影響をほかに与えてゐるから遅れたのか、どつちかになると

思ふのです。少くともこの法案があらたのほうで立案されてから相當の時間がたつております。その点について率直に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石破二郎君) 前回の委員会におきまして民法とそれから自動車抵当法と今度の建設機械抵当法案との主な異同の点に關しまして一覽の對照表を差上げておりましたので、これを御覽になりまして、その自動車抵当法と本案との差異はここに挙げてあるつもりであります。どういふわけでそれらの差異を設けておるかといふような点を逐條的に御審議になります際にも申し上げますれば、田中委員の御質問になつております点につきましては自然に御答弁申し上げることになるかと実は考へてゐる次第でございませう。

○田中一君 そりすると自動車抵当法は非常にいい結果を招いておると言つていいのですか、廻りくどい説明ですが。

○政府委員(南好雄君) 田中さんにお答へ申し上げますが、この建設機械抵当法は約二年間ほどかかつてできた法律でありまして、法務省のほうへ正式にお話をしたのも今年になつてからであります。法務省のほうも、いろいろどういふ法律につきましても全部関係がございまして、法務省みずからの事務の都合上によりまして相當暇がかかつた点と、今御質問になつたような点の、いわゆる自動車抵当法がどうであるからこれがどうだといふようなそういう関係のことは、これは法務省のほうでお聞き下さつて結構であります。私が、私の伺つてゐる点では、建設機械の内容が非常に多いのであります。抵当権の対象になります建設機械の種類

○政府委員(南好雄君) 田中さんにお答へ申し上げますが、この建設機械抵当法は約二年間ほどかかつてできた法律でありまして、法務省のほうへ正式にお話をしたのも今年になつてからであります。法務省のほうも、いろいろどういふ法律につきましても全部関係がございまして、法務省みずからの事務の都合上によりまして相當暇がかかつた点と、今御質問になつたような点の、いわゆる自動車抵当法がどうであるからこれがどうだといふようなそういう関係のことは、これは法務省のほうでお聞き下さつて結構であります。私が、私の伺つてゐる点では、建設機械の内容が非常に多いのであります。抵当権の対象になります建設機械の種類

が非常に多い。自動車抵当法の対象である自動車のほうにいわゆる単一機械、或いは航空機抵当法のような単一機械と異なりまして、相當省令によつて縛るとは申しますものの、建設機械の種類が相當あるものであります。それから、それについての先ほど官房長が説明しておりましたいわゆる善意取得の第三者の保護、取引の安全性といふものと占有をせざる動産のいわゆる担保物権といふ点との関係を主として検討しておつたように聞いてゐるのであります。私たちもここがやはりこの法律の一番の眼目であるといふふうに考へまして、法務省の慎重なる研究を待つておつたといふのが事実であります。そのために多少法案提出の時期が遅れたと申すことも言ひ得るかと思ひますが、自動車抵当法が実施の効果云々からこの建設機械抵当法案についての検討に暇がかつたといふふうには聞いておらぬのであります。

○田中一君 そりといふ条文その他について遅れたといふ点はそれで結構ですが、自然に紛失又は滅損した場合どうなるのか、或いは天災地変とかいふ場合にはどういふ工合に考えられておるのですか。

○委員長(深川タマエ君) 宮内説明員の説明を聞くことに御異議ございせんか。

○委員長(深川タマエ君) 宮内説明員。

○説明員(宮内潤一君) 只今御質問のありました点につきましては、そのものが滅失してしまひますと抵当権は当然消滅いたします。ただその滅失が、例えば盗難の場合とかいふようなことで損害賠償請求権に代る或いは保険金に

代るといふ場合には、その保険金なりという損害賠償請求権なりというものの上に及んで行きます。その規定は十二条物上代位という規定がございまして、この範囲内については生きて来る、こういうことになります。

○田中一君 大きな機械は大体分解しなければ移動その他ができないものがあると思ふのです。そういう場合には一々担保権者に届出をしてそれを移動するということになるのですか、それは自由にやつていいのですか。

○説明員(宮内閣一君) それは抵当権設定者の自由でございます。債権者に通知するとか了解を得るといふようなことは必要ございません。

○田中一君 大体金額はどのくらいの限度を押えておるのですか、大体的金額は……。一個ですね、機械一つに対して一つの様式というか、書類を作るようになっておりますが、大体的な価格です。

○説明員(宮内閣一君) 価格というのは機械の価格でしょうか、それとも債権額という意味でしょうか。

○田中一君 債権額です。

○説明員(宮内閣一君) 債権額につきましては、これは当事者間の金の貸借ですから何らの制限はございません。

○田中一君 そうすると例えば手廻しの捲上げ機みたいなものは設定できるのですか。

○政府委員(石破二郎君) 法律案の第二条の第二項についての御質問と存じますが、第二条によりまして「この法律で『建設機械』とは、建設業法第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類」、こういうことで先ず絞っております。つまり建設業法の第

二条第一項の規定によつて現在二十二の建設工事の種類を指定しておりますが、これに使われる機械でなければいかんというので先ず絞つておる。その次に第二項で、「前項の機械類の範囲は、政令で定める。」ということにいたしましたのでありますが、先ほど御説明申し上げました通り、まだ中身は勿論確定いたしてありませんが、大体的にこの範囲を広くしたい。併しなから法律実施の当初におきましてはやはり或る程度は固くして、それをだんだん緩めるような方向に持つて行つた方がいいのじやなかろうかと考えておりますが、お尋ねの捲上げ機というのはどの程度に該当しますか、大体的にも

といたしましては余り細かに建設機械を全部政令で指定して、それに抵当権を設定されるというふうなことになると思います。抵当権そのものがどうもあやしげなものになる危険がありますので、大体的な機械で百万円を超えるものというふうなところで絞つたらどうかとも考えておりますが、まだ最終的の結論には至つておりません。

○田中一君 私先だつて、もとやつぱり建設委員会としておつた同僚の鹿島君に、一体これは君らの会社でどんなものかと聞きますと、自分たちのほうはこういうものの法律は余り影響がない。あつてもなくてもいいというふうな答弁を聞いたんです。今何うと大体的な一個百万円以上程度のものにやるというならば、少くとも大企業にのみ融資される形になるのじやなかろうかと思ふのです。恐らく鹿島君が言つたのは、自分のところは資本金は十分あり、且つ又市中銀行から十分な融資があるから、だからこういうものを抵当

にして金を借りる必要がないと、こういうふうに僕らは了解したんですが、そうすると地方の府県の仕事をしておるような連中、同じような業法で定められたところの、業法の第二条の三項の規定で、これがまあ業者でありながら自分のところの持つてゐるものが百万円以上にならんと借りられないというふうな点ですと、金持で業者がよくてそれから機械を十分持つておる者が非常に恩恵を受けて、小さい業者ですね、こういうものは恩恵に浴さないというふうな危険が多分にあるのじやないかと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(石破二郎君) お話の通りこの建設機械に抵当設定し得る途を開きまして、金が十分あり、又こういうものを利用しなくても信用の十分ある方はこういう建設機械を抵当に入れた金を借りるというふうなことはなさらんのだらうと思ひます。それはあたかも不動産について抵当権設定可能でありまして、そういうことをせずには金を借りる方もたくさんあるわけでありまして、そういうことはまあこれは御利用なさらん方はそれは相当教あると思ひます。

なおこの法律が大業者だけを保護する結果になりやせんかという御質問でございますが、この点につきましては御指摘の通り一件百万円以上の建設機械を持つておるといふ業者の方は、実はその全部が全部とは参りませんが、持たない業者の方もたくさんあると思ひます。お話の通りこれは該当する機械を持つておらんわけでありまして、この法律が出てこの法律の恩恵には浴しない、これは事実であります。ただこういう制度ができますと、

実は非常に我々がそこを狙ひたいしておるのでございまして、従来全然機械を持たない、例えば月賦販売のような式で新しい機械を購入される。それについて抵当権を設定する。金は何カ月間かあとに月賦でも年賦でもお払いになるというふうな途を開けるわけでございます。これでこそ従来機械を持てなかつた方がこの制度によつて新たに機械を購入し得る途が開ける。従つて結論的には従来建設機械を持たなかつたような中小の業者の方々のこの法律を御利用になる余地は十分あり、又必要も多しじやなかろうかと、かように考へておる次第でございます。

も動いてゐる機械でも同じようにその機械そのものの価値によつて金を貸すんですか、その点はどうか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。これはなかくむずかしい御質問であります。法律の持つてゐる本来の趣旨は、要するに建設業者が機械を買いたいという目的の、何と申しま

すか、金融を受けてゐるわけでもないのでありまして、自己の資金の中から買つてゐるものもございまして、或いは運転資金から機械を買つてゐるものもございまして、そういうことによつて、これは提案理由の説明の際にもお話し上げましたが、運転資金が非常に固定してゐるといふ例も起きているのであります。そういうふうな場合、その固定したいいわゆる資本と申しますものを、こういう法律の効果において金融をして、業態の改善に使つて行くといふことは、これはこの法律を作つた狙ひでも一つあるのであります。ただ何も仕事をせずに機械だけ買つて休んでゐるものもこういう法律によつて金を借りて行くといふことは、借りて行くといふ例と、どん／＼機械が動いておつて、金融の道を開いて行く例との比較になつて参りますと、これは田中さんの御質問の趣旨にあるように、どん／＼機械が動いて仕事をこなして、そうしてなお且つこういう法律によつて運転資金が非常に容易に手に廻り得るほうに私たちが希望するところでありまして、ただ法律と申しますものはこれは一つの制度でございまして、その制度を運用の際において非常に大きな弊害が起ればこれは考えなければならぬと、今御質問のよう

な趣旨のものは、恐らく何と申しま

す。

す。

す。

するか、法律を作ることによつて出て参ります、何と申しますか、悪い面だとは私は考えられないのであります。

○田中一君 まあ二十九年度予算は緊縮予算で、公共事業も相当減つています。それから民間の事業も、経済審議庁の経済審議会では高層建築を抑制しようなどという議論も出ておりました。そして事実上は終戦後ずつとこう見て参りますと、駐留軍工事がなくなるに幸いして保安隊が増強され、そうするとそれに対する施設が相当出て来た。それから一方電源開発は特殊会社を作つてどん／＼やつてゐるという現状になつて、一応業界は賑かになつたというふうな印象を受けますけれども、実態はそういうものじやないのです。で、電源開発そのものに對して相当大なる外資も来て、根本的に電源開発がなし得るという見通しの下に、相当大勢の業者は機械を買つてゐる。そして併し仕事が減つてゐるという事になりますと、いずれその会社は仕事がいりなければ、機械は持つてゐるけれども、機械は成るほどこうして抵当権を設定して、大体長期貸付というものは開行銀行あたりから貸すのだと思ひますけれども、この吉田内閣の緊縮予算政策というものが続けば、業者は手持ち機械のお手上げになつてやう。そして一応切り抜きの策として政府が法律を出してくれた。そして開行銀行なら開行銀行がこれを背負ひ込んで二進も三進も行かん。機械というものは遊ばしておけばだんだん品物が悪くなる。使えば使つていゝのですが、そういう点からいつても、若しこれが或る時代にその会社が

一ぱいに機械を抱き込んでやつて、動かない機械を抱き込んでやつて、そして金融もかなわぬ。金も貸してくれないというふうな場合になつたときに、どういふ場合にその機械を処分するか。今までもおむね機械に金を貸したものに對しては安心したような結果になつておらない。その場合に何か国が今度は金融機関に對して別な面で、国がその機械を買取るとか何とかというふうな方図も考へておられるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私はそういう場合に、国がその機械を買取るといふようなことは今のところ全然考へておりません。それから機械類が担保物の対象になるといふことが、田中先生の御質問のうちに常になつて行くものも考へておりません。担保附社債信託法或いは工場抵当法というふうな法律制度によりまして、工場内におきます動産である機械が担保物の対象になりまして、そのために金融がうまう動いて行くという実例も多々ございますので、今の建設業界をこの法律のために、或いはこの法律によつてのみ建設業界を救ふものとも考へておりません。要するに建設業界における現在の状態においてこの同じように金融上相當の利便があるだろう。そういうためにはどういふ法律も作つてやつたほうが非常にいい。更に進めまして、何と申しまするか、日本の建設業界におきましてもどうかして機械化をやつて、そして能力を上げて、場合によつては機械が外国あたりまでもどん／＼進出できるような素地を作つて行くことが建設業界

の将来のためにいいのだと、こういうふうに考へましたのでこの法律を提案したような次第であります。

○田中一君 御趣旨は非常によくわかつて結構だと思つてゐるのですが、若しこれがただ自分で生産するといふのでなくて、委託生産なんですが、建設業といふものは、それも御承知のように一つの工事に何十人、少くとも五、六名の人間が入札制度で以てやつてゐる。その銘々が機械をたくさん持つてゐても、仕事をするのは一人きり、入札する場合に、仕事をするためにその手持ちの機械をどうしてやればいいのかという見通しの下に入札するわけですか。

それが仮に五人指名する。五軒とも同じような能力を挙げられるような機械を持つてゐる。その際仕事の一つの場合、そのあたりの者が十分使いこなす機械があるけれども、それが使えない。これが現状だと思ふ。どこでもフルに仕事して、なお余つて困つてゐるところはない。だから叩き合する。叩き合は困るから談合で話し合ひしてものをきめるのが現状です。そうすると全国業者の業法で登録する場合に、大体の機械は登録してあります。そうするとその機械が全国業者、都道府県知事の認可の業者で、これを合せて、これに該當するようない機械はどのくらい、どのくらいの金額になつて参りますか。

○説明員(宮内潤一君) お答え申上げます。今田中先生のおつしやる通り、登録するときには、全部添付書類の中に大きな機械類は全部報告してもらひ、こゝろいふやうになつております。従ひまして大体把握しておりますが、それを今度大よそこの政令で指定せられ

るだろう。先ほど官房長が御答弁申上げたものを一応想定して計算いたしました。すると、現在百八十億圓くらいの機械類がある、こういうことになつております。

○田中一君 これは何ですか、ただ登録ばかりですか、それとも地方知事の認可する業者も入つておりますか。

○説明員(宮内潤一君) この法律を作るための説明資料として出しまして、知事の分についても調査いたしました。それから、それに入つておると思ひます。

○田中一君 知事が入つておるのですか。

○説明員(宮内潤一君) はい。

○田中一君 そうするとこの百八十億に相當する機械類ですね、対象物ですね、これのうちどのくらい動いてゐる、どのくらい動いてゐないか。どのくらい動いておるのを見たいと思ひます。

○説明員(宮内潤一君) 非常にむづかしい御質問ですが、特定の日に限つて施設調査をしたこともないので、うま／＼答へはむづかしいと思ひますが、大体想像いたしまして、業者の方々から事情を聞いたところでは、大きな機械類は八割以上動いておる。こういう証言を得ております。

○田中一君 今の百八十億の数字は二十七年の恐らくことだと思ひますが、いつの分ですか。

○説明員(宮内潤一君) はあ。

○田中一君 私はね、この法律は實際にこの法律によつて融資を受けるといふ人たちは、恐らく動いておる機械の場合には公共工事の前払金制度があるんだと思ふのです。殊に銀行などでも紐付き融資をやつております。こゝまで金融をしなければならぬといふことになりまして、これは恐らく手持ちの機械を持込んで仕事に割合になつて、フルに動かないで事実その機械がとまつてゐるものに集中するやうな気がするのです。そして銀行の信用も余りない、こゝろいふ人たちのところに行く。い

わゆる不良な業者に限られて行くのではないかと危険を當然感ずるのです。百万圓以上の機械を持つてゐる会社なんといふものは地方登録といひます。知事登録の業者には少いのです。そうすると全国登録の中の或る局限された、鹿島さんの言葉は大企業者は恩恵に浴さない、中企業者も全然これに恩恵に浴さない。従つてその下にゐる信用もなくて銀行の融資も余り円滑に來ない仕事も少いといふやうな、少くとも業態としてはまあ乙か丙程度のところに偏つて行くのではないかと、こゝろいふ心配をするのです。その場合です、その機械が、機械は持つておる、併し期日は来ても金は返さん。従つてその機械を取つてしまひ、金融機関が、いふ事になつた場合を心配するのです。それよりももう一つ變つた構想は考へなかつたのでしやうか。

例へば今年々、二十九年は幾らになつておりましたかちよつと記憶しておりますが、国が相當建設機械といふ

第十六部 建設委員会會議録第二十九号 昭和二十九年四月二十三日【参議院】

ものを購入しております。このほうにありましたものを全部打ち込んで融資というよりも、国が直接に工事と一緒に機械を貸与するというふうな形に持つて行けば相当こうした法律は要らなくなってくるのです。それでフルに機械が動かせるというふうな考え方があ

るのですが、その点はどうか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。機械を高度に利用すること、来の日本の経済の全貌を想定すること、非常にこれはむずかしい問題ではあります。その点から勘案して参りますと、従来よりも公共事業など、或いは民間の大きな工事なぞも減つて行くだろう。そういう際に現在の業者が不要な機械をたくさん持つておる。そういうときにこういう法律を作れば、寝ている機械のための金融になるではないか、こういうまあ第一

段の質問、次に進んで、田中さんのお考えが入つて、結局機械を買つておいてブルのようなのをこしらえておいて、請負を取つた人間に貸したほうがもつと能率的に機械が動かせるのではないかと、こういう御質問になつて参つたように拝聴いたしましたのであります。私はこういう法律をこしらえなくても、一部分は御指摘のような寝ている機械にも金融の道が開かれるということにはなつておりますが、銀行もただ機械に金を貸すのではなくてです。要するにその機械自身の持つておる値打ちも勿論考へておりますが、機械を動かしておる会社それ自身に対する信用も重点になつておるのです。ただその債権に対する担保としてこの機械を提供するというふうな考え方になつており

ますので、金に機械だけを対象において金融して行くものとも私は考へておりません。恐らく金融の内容につきましては私のような考え方で動いて行くものと考へておりますが、第二段の国家が或いは特定の会社が機械を持つてこれを貸して行つたほうがというお考えでございまして、これも構想におきましては私は或る程度私自身も賛意を表する点もあるものであります。なか／＼むずかしいものでございまして、借りた機械の管理の問題或いは国の持つてゐる機械を有効にすべての人の需要を充足するようにやつて行くというふうなことは、これはなか／＼何と申しますか、むずかしい問題でございまして。その一例は、先般お話しが委員会でもございまして、使用が、建設省の持つてゐる直営工事に利用してあります建設機械の稼動状態が非常に此れを受けたのであります。そういうふうな機械を持つておりましたもなかなかこれが能率的に効果的に動いて行くかと申しますことは、これはなか／＼むずかしい問題でございまして、方針といたしましては、国が機械を持つて必要な事業に貸して行くというふうな考え方も或る場合は考えられますが、現在程度の建設業の使つておる機械は、やはり自分の商売をよく発展させてど／＼仕事をしに行くというふうな意味合におきましては私は必要備品と考へております。そういうものにつきましては借りてやるのもいいのですが、自分で持つて自分で管理し、自分で使つて行くというほうがよりいいと私は考へておりますので、そういう場合におきましてこの法律の持つておる効果は、これはやはり相当否定でき

ないのじやないか、こういうふうに考へておる次第であります。
○田中一君 機械は相当進んで来ています。ですから一年ごとに改良されていいものができる。或いは古いもので借金して、その金で新しいものを買うというところも考えられるのですね。そういうところはやつぱり銀行と業者との間で以て別にこれという個々の条件で話合つて融資をするということになるのですか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。恐らくそうなると思つております。機械がど／＼新らしくなると申しますことは、ひとり建設機械に限らず、あらゆる製造工業の過程、産業機械の下においてみな日進月歩の状態でありまして。
○小澤久太郎君 建設機械ですね、建設機械の種類の問題ですが、現在まあ日本の建設業者がいろいろ機械を買入れていろいろ機械化をやつておるのですね。一番問題になるのは、その機械を能率的に稼動させるということなんです。それがためにはやはり修理工場とかそういうものを完備せんとかなかなか動かないですね。例えばブルドーザーを買つても、ブルドーザーを買つてオペレーターが運転したというだけでは直ぐ減る。相当修理工場なんか整備しなければならぬ。私は或る成績のいい会社、名前は申し上げませんが、見たのですが、相当やつぱり修理工場なんかちゃんとした機械を持つところまで整備している。むしろ整備のほうが大事だと言つてゐるくらいですが、その整備に對する工場の機械、そういうものは対象になるのですかならないのですか。
○政府委員(石破二郎君) 実はこれは先ほども御説明しましたようにこの法律の対象とは考へておりませんが、ただ工場財団というふうなことから、あの法律からいたしますと、あちらのほうで多分それを抵当に入れたらして金融の途をつけるという方法はあろうかと思ひます。
○小澤久太郎君 そういふ点、これは建設の機械化を促進する上においてこういう法律を作られて、私はそれは非常にいいと思つてゐるのですが、そういう点一つよく注意をされて、そつちの方向と関連を取られて、こつちの方向がうまく行かなければ、たとえ機械を買つたところで動かなくなつちやうですね、そういう点を十分注意されたらいい。それから機械ですが、機械がいろいろあるうちで、まあどういふ機械をやるか知りませんが、皆セットになつておるのです。例えばダンブ・カーだけ落されて困るというふうな、いろいろセットになつてある。そのセットをよく見て、ダンブ・カーなんか入れるか入れられないかわかりませんが、そういうものを考へて入れるかどうかというのを伺いたい。
○政府委員(石破二郎君) いわゆる俗にセットになつておるものの抵当につきましては、法案の二十一条の第一項によりまして、「債権者が同一の債権の担保として各個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、一云々と書いております通り、各個の建設機械について、勿論一個の債権に對して各個の建設機械に抵当権が設定できる場合いろいろ例があると思ひます

が、これを二つ合せて一對の機械となつておるというふうな取扱える場合も相当あるかと思ひます。そこはよく実情に應じまして便利なように取計らつて行きたいと思つております。
○小澤久太郎君 それから金額の問題ですが、さつき百万円と言ひましたが、これは具体的に私は百万円のもの、がどのくらいの程度かわかりませんが、百万円というのは大体どのくらいのものになりまして。
○政府委員(石破二郎君) 実は先ほどもお断りいたしました通り、百万円という率で考へておるわけじやございせんが、大体その辺でどうだろうかというところ、まあ法律施行上の障害もない。而も成るべく範圍を広くというふうな考へでやつておりましたが、大体百万円というところで押えたらどういふものが入るだろうかというところを考へてみますと、ミクサーの二十才、それから掘鑿機で〇・四立方メートル以上のものであります。空気圧縮機可搬式五十馬力以上、それからブレーキ・クラッチャーで行きますと二十インチの十インチというところがあるのじやないかと考へております。

○田中一君 今の関連するのですが、まあ百万円程度ということについては幅を持たしてしないと、そういうコンプレッサーのほうで五十馬力のもの、のどとやはり五六十万くらいであるのです。その品物の能率で定めるのか、価格で定めるのかが問題になつて来るのです。その点はどつちで定めるのです。
○政府委員(石破二郎君) 成るほど同じ形式の同じ機械でも新らしいものと

きないのじやないか、こういうふうに考へておる次第であります。
○田中一君 機械は相当進んで来ています。ですから一年ごとに改良されていいものができる。或いは古いもので借金して、その金で新しいものを買うというところも考えられるのですね。そういうところはやつぱり銀行と業者との間で以て別にこれという個々の条件で話合つて融資をするということになるのですか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。恐らくそうなると思つております。機械がど／＼新らしくなると申しますことは、ひとり建設機械に限らず、あらゆる製造工業の過程、産業機械の下においてみな日進月歩の状態でありまして。
○小澤久太郎君 建設機械ですね、建設機械の種類の問題ですが、現在まあ日本の建設業者がいろいろ機械を買入れていろいろ機械化をやつておるのですね。一番問題になるのは、その機械を能率的に稼動させるということなんです。それがためにはやはり修理工場とかそういうものを完備せんとかなかなか動かないですね。例えばブルドーザーを買つても、ブルドーザーを買つてオペレーターが運転したというだけでは直ぐ減る。相当修理工場なんか整備しなければならぬ。私は或る成績のいい会社、名前は申し上げませんが、見たのですが、相当やつぱり修理工場なんかちゃんとした機械を持つところまで整備している。むしろ整備のほうが大事だと言つてゐるくらいですが、その整備に對する工場の機械、そういうものは対象になるのですかならないのですか。
○政府委員(石破二郎君) 実はこれは先ほども御説明しましたようにこの法律の対象とは考へておりませんが、ただ工場財団というふうなことから、あの法律からいたしますと、あちらのほうで多分それを抵当に入れたらして金融の途をつけるという方法はあろうかと思ひます。
○小澤久太郎君 そういふ点、これは建設の機械化を促進する上においてこういう法律を作られて、私はそれは非常にいいと思つてゐるのですが、そういう点一つよく注意をされて、そつちの方向と関連を取られて、こつちの方向がうまく行かなければ、たとえ機械を買つたところで動かなくなつちやうですね、そういう点を十分注意されたらいい。それから機械ですが、機械がいろいろあるうちで、まあどういふ機械をやるか知りませんが、皆セットになつておるのです。例えばダンブ・カーだけ落されて困るというふうな、いろいろセットになつてある。そのセットをよく見て、ダンブ・カーなんか入れるか入れられないかわかりませんが、そういうものを考へて入れるかどうかというのを伺いたい。
○政府委員(石破二郎君) いわゆる俗にセットになつておるものの抵当につきましては、法案の二十一条の第一項によりまして、「債権者が同一の債権の担保として各個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、一云々と書いております通り、各個の建設機械について、勿論一個の債権に對して各個の建設機械に抵当権が設定できる場合いろいろ例があると思ひます

が、これを二つ合せて一對の機械となつておるというふうな取扱える場合も相当あるかと思ひます。そこはよく実情に應じまして便利なように取計らつて行きたいと思つております。
○小澤久太郎君 それから金額の問題ですが、さつき百万円と言ひましたが、これは具体的に私は百万円のもの、がどのくらいの程度かわかりませんが、百万円というのは大体どのくらいのものになりまして。
○政府委員(石破二郎君) 実は先ほどもお断りいたしました通り、百万円という率で考へておるわけじやございせんが、大体その辺でどうだろうかというところ、まあ法律施行上の障害もない。而も成るべく範圍を広くというふうな考へでやつておりましたが、大体百万円というところで押えたらどういふものが入るだろうかというところを考へてみますと、ミクサーの二十才、それから掘鑿機で〇・四立方メートル以上のものであります。空気圧縮機可搬式五十馬力以上、それからブレーキ・クラッチャーで行きますと二十インチの十インチというところがあるのじやないかと考へております。

○田中一君 今の関連するのですが、まあ百万円程度ということについては幅を持たしてしないと、そういうコンプレッサーのほうで五十馬力のもの、のどとやはり五六十万くらいであるのです。その品物の能率で定めるのか、価格で定めるのかが問題になつて来るのです。その点はどつちで定めるのです。
○政府委員(石破二郎君) 成るほど同じ形式の同じ機械でも新らしいものと

ものを購入しております。このほうにありましたものを全部打ち込んで融資というよりも、国が直接に工事と一緒に機械を貸与するというふうな形に持つて行けば相当こうした法律は要らなくなってくるのです。それでフルに機械が動かせるというふうな考え方があ

るのですが、その点はどうか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。機械を高度に利用すること、来の日本の経済の全貌を想定すること、非常にこれはむずかしい問題ではあります。その点から勘案して参りますと、従来よりも公共事業など、或いは民間の大きな工事なぞも減つて行くだろう。そういう際に現在の業者が不要な機械をたくさん持つておる。そういうときにこういう法律を作れば、寝ている機械のための金融になるではないか、こういうまあ第一

段の質問、次に進んで、田中さんのお考えが入つて、結局機械を買つておいてブルのようなのをこしらえておいて、請負を取つた人間に貸したほうがもつと能率的に機械が動かせるのではないかと、こういう御質問になつて参つたように拝聴いたしましたのであります。私はこういう法律をこしらえなくても、一部分は御指摘のような寝ている機械にも金融の道が開かれるということにはなつておりますが、銀行もただ機械に金を貸すのではなくてです。要するにその機械自身の持つておる値打ちも勿論考へておりますが、機械を動かしておる会社それ自身に対する信用も重点になつておるのです。ただその債権に対する担保としてこの機械を提供するというふうな考え方になつており

ますので、金に機械だけを対象において金融して行くものとも私は考へておりません。恐らく金融の内容につきましては私のような考え方で動いて行くものと考へておりますが、第二段の国家が或いは特定の会社が機械を持つてこれを貸して行つたほうがというお考えでございまして、これも構想におきましては私は或る程度私自身も賛意を表する点もあるものであります。なか／＼むずかしいものでございまして、借りた機械の管理の問題或いは国の持つてゐる機械を有効にすべての人の需要を充足するようにやつて行くというふうなことは、これはなか／＼何と申しますか、むずかしい問題でございまして。その一例は、先般お話しが委員会でもございまして、使用が、建設省の持つてゐる直営工事に利用してあります建設機械の稼動状態が非常に此れを受けたのであります。そういうふうな機械を持つておりましたもなかなかこれが能率的に効果的に動いて行くかと申しますことは、これはなか／＼むずかしい問題でございまして、方針といたしましては、国が機械を持つて必要な事業に貸して行くというふうな考え方も或る場合は考えられますが、現在程度の建設業の使つておる機械は、やはり自分の商売をよく発展させてど／＼仕事をしに行くというふうな意味合におきましては私は必要備品と考へております。そういうものにつきましては借りてやるのもいいのですが、自分で持つて自分で管理し、自分で使つて行くというほうがよりいいと私は考へておりますので、そういう場合におきましてこの法律の持つておる効果は、これはやはり相当否定でき

ないのじやないか、こういうふうに考へておる次第であります。
○田中一君 機械は相当進んで来ています。ですから一年ごとに改良されていいものができる。或いは古いもので借金して、その金で新しいものを買うというところも考えられるのですね。そういうところはやつぱり銀行と業者との間で以て別にこれという個々の条件で話合つて融資をするということになるのですか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。恐らくそうなると思つております。機械がど／＼新らしくなると申しますことは、ひとり建設機械に限らず、あらゆる製造工業の過程、産業機械の下においてみな日進月歩の状態でありまして。
○小澤久太郎君 建設機械ですね、建設機械の種類の問題ですが、現在まあ日本の建設業者がいろいろ機械を買入れていろいろ機械化をやつておるのですね。一番問題になるのは、その機械を能率的に稼動させるということなんです。それがためにはやはり修理工場とかそういうものを完備せんとかなかなか動かないですね。例えばブルドーザーを買つても、ブルドーザーを買つてオペレーターが運転したというだけでは直ぐ減る。相当修理工場なんか整備しなければならぬ。私は或る成績のいい会社、名前は申し上げませんが、見たのですが、相当やつぱり修理工場なんかちゃんとした機械を持つところまで整備している。むしろ整備のほうが大事だと言つてゐるくらいですが、その整備に對する工場の機械、そういうものは対象になるのですかならないのですか。
○政府委員(石破二郎君) 実はこれは先ほども御説明しましたようにこの法律の対象とは考へておりませんが、ただ工場財団というふうなことから、あの法律からいたしますと、あちらのほうで多分それを抵当に入れたらして金融の途をつけるという方法はあろうかと思ひます。
○小澤久太郎君 そういふ点、これは建設の機械化を促進する上においてこういう法律を作られて、私はそれは非常にいいと思つてゐるのですが、そういう点一つよく注意をされて、そつちの方向と関連を取られて、こつちの方向がうまく行かなければ、たとえ機械を買つたところで動かなくなつちやうですね、そういう点を十分注意されたらいい。それから機械ですが、機械がいろいろあるうちで、まあどういふ機械をやるか知りませんが、皆セットになつておるのです。例えばダンブ・カーだけ落されて困るというふうな、いろいろセットになつてある。そのセットをよく見て、ダンブ・カーなんか入れるか入れられないかわかりませんが、そういうものを考へて入れるかどうかというのを伺いたい。
○政府委員(石破二郎君) いわゆる俗にセットになつておるものの抵当につきましては、法案の二十一条の第一項によりまして、「債権者が同一の債権の担保として各個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、一云々と書いております通り、各個の建設機械について、勿論一個の債権に對して各個の建設機械に抵当権が設定できる場合いろいろ例があると思ひます

二十九年度中に新たに買入れる機械の

からうかと推定しております。それか

開発その他電力会社があるわけでございますが、これも一応の計画は立っています。

おりまして、推定はできませんけれども、これは御承知の通りアメリカからと

かその他外国から買入れることになるかも知れません。こつちのほうはまだ

国内でどの程度調達するのかわかりませんけれども、仮にこれが全部国内で

まあこれこそ推定でございますが、二

か、そう一応推定しておりますが、こ

けて、これを請負者のほうに貸して工

からが調達するであろうと思われるよ
うな娯楽の調率費の合計額は、これも

非常に推定の推定と申上げてもいいくらいでございますけれども、三十億を

燃えるのじやなからうか、かように考へております。

そこで問題になりますのは、初めの政府なり公共団体が買付ける金の前渡

上げたいと思いますが、問題になり

るらん三十億を超える建設機械につい

設置を考えているかという点でござい

れども、この法律ができてすぐ政府

いふところまでは考えておりませ
政府の措置としては、御承印の通

開発銀行からの貸付という問題もある

るわけでございますが、御承知の通り
の政府の二十九年予算編成方針から
行きまして、開発銀行の本年度の資
金計画というものが、前年と比べて相
当に圧縮されているわけでありま
すし、又総体の資金需要量そのものが他
の産業に比してそうでもないものもあ
りませんので、まだ具体的に検討はい
たしてありませんが、いずれにしても
今後できる限り開発銀行等からも建設
機械に融資をしようというふうな
ことも努力しなければならぬと思
います。その他興業銀行でありますとか
一般市中銀行等からも若干の融資の途
が案に開けるのじやなかろうかとい
うことは期待しておりますけれども、行
政措置としては目下のところやる考
えを持っておりません。

○三浦辰雄君 今の民間の主な業者と
いいますか、民間企業の方々が二十九
年度あたりに使用される金額は約三十
億くらいであろうという推定をお持ち
になったのは、丁度資料として配付し
て頂いている中央建設業審議会の答申
の後に付いております推定がございま
す。これに大体当るわけなんですか。
○政府委員(石破二朗君) さようでござ
います。

○三浦辰雄君 それから同じく資料を
頂いておりますが、土木請負工事に伴
う建設機械購入予定額としてありま
す。その二十九年度欄を見ますと、五
十億という数字が載つておるのであり
ます。電源開発工事、建設省関係、農
林省関係、これらを合せて五十億とい
う数字が資料に載っておりますが、こ
れは最初御説明の六十億、つまり直営
工事に使う機械類の購入見込額およそ
六十億といったその額、大体それに当
るものとしてのお考えですか。

それからもう一つお聞きしたいの
は、つまり施工者が機械を購入して、
それを貸付けて、そしてその工事をさ
せるのにその機械がおおよそ二百億と言
つたように聞かれましたが、その辺も
う一度御説明願いたい。

○説明員(宮内潤一君) 今の五十億と
六十億とは関連がございせん。それ
で資料のほうに五十億とございせん。こ
れは価格の如何を問はず、一切
合切の機械で大体五十億だ、こういう
考え方でありまして。そのうち先ほど官
房長から答弁いたしました通り、機械
抵当法の適用を受けてやるのが百万円
と一応仮定いたしますと相当減るわけ
でございまして、そうすると三千数億
になるのじやないか、こういう計算に
なつております。審議会の三十五億近
い数字というのはそういう計算の上に
立つております。

○三浦辰雄君 そうすると一応それな
らそれでわかつたが、官房長の御説明
の二百億と六十億というのは、ちよつ
と説明を願いたいと思ひます。
○説明員(宮内潤一君) 官房長が六十
億と申し上げましたのは、もう一つのほ
うの法律で、国が機械を買うときに前
払をするという法律が出ておりますが、
そのほうで国及び地方公共団体が
買うであろうという額でございまして。
従つてこれは民間のものとは全然関連
がございせんので、五十億と六十億
とは無関係である。かように申したの
でございまして。

それから二百億と申しましたのは、
電源開発、私鉄、石炭とか、いろいろ
な一切の重要民間産業の機械に該当す
るものについて、私どもいろいろ／＼照会
を出しまして集めた結果が大体それく
らいだろう、こういうふう集まつて
おるのであります。

○三浦辰雄君 そのぐらいたらうとい
うのは、現在の手持機械の総額とい
う意味ですか、或いは二十九年年度と
の……
○説明員(宮内潤一君) 二十九年年度に
新らしく購入されるだろうという額で
ございまして。

○三浦辰雄君 そうすると建設機械の
保有量という同じく資料があるわけ
ですね。これはいわゆる土建屋さんと申
しますか、一口に土建屋というか建設
業関係の諸君の、この会員四十二社の
うち三十二社が回答して来たその合計
額、保有額が百五十三億であらうとい
うところなんですか。
○説明員(宮内潤一君) さようでござ
います。それに漏れておるのを相当拾
いまして、そして加えて先ほど百八十
億と、こう申上げたのであります。

○三浦辰雄君 一応わかりました。
○委員長(深川タマエ君) それでは次
に十一條、即ち五ページの初めのほう
から二十條、即ち八ページの終りまで
御質疑願ひます。
○石川肇一君 この条文には当てはま
らんかと思ひますが、一言承つてお
きたいのは、この建設機械なるもの
は、抵当の目標とするものは建設業
者というものを特定しておるようです
が、建設機械を賃貸することを業とす
る会社、法人というもののに対する抵当
権は認めないのですか、認めるのです
か。

○説明員(宮内潤一君) 機械の賃貸を
業としておる者は、現在のところい
ずれも建設業のほうの登録を受けて建設
業者になつております。従いまして
そういう者を当然含むという解釈にな
り、實際上皆受けておるのでありま
す。

○石井桂君 これは田中委員が開かれ
たことですが、この法案は非常に結構
な法案だと思ふのですが、この機械を
持たない者の救済方法とか、そういう
ことは一応考えられたものでしょう
か、どうでしょう。

○政府委員(石破二朗君) この機械を
持たないいわゆる中小業者と申しま
すか、これらの方に対する対策は、こ
の法律だけではない、あらゆる方面で考
えなければいけませんのでございま
す。先ほど御説明いたしました通り
、従来は建設機械は全然持つていな
い、百万円なんという機械を持つてい
ない業者がたくさんあるわけでありま
す。これらの方々は、今度新しい機
械を一つ買おうというのを思い立
たれますと、それを買つてすぐそれを抵
当に入れて、金はあと払いというよう
なことで相当利用されるだろう。か
うに考えております。

○石井桂君 今官房長の御説明は、業
者個人のことをお考えになつていま
うですけれども、百万円の借金をする
ような業者というものはやつぱり相当
の方だと思ふのです。街には何万とい
う業者がおりますが、これら他の法律
の、例えば協同組合法みたいなものが
あつて、そして数名で協同組合を作
つてゐる。それでその組合の一つあれば
組合員の人々がみな利用できる、そうい
ふうな途を開けば、私は一人の業者に食
わせる能力はなくてもいいのじやない
か、そういうこともお考えになつて、

裏をお考えになつていろいろことをや
つて来たのだということになると、広
く業者が助かるというのでいい答えに
なるのじやないかと思ふ、そういうこ
とは考えないのですか。
○説明員(宮内潤一君) お答え申し上げ
ます。只今の点、中央建設業審議会
で審議しているときに問題になりました
て、そういうことを大いにやろうじや
ないか、それで協同組合になります
問題はなしに受ける、それでこの間全
各地方の協会を作つておりましたので、そ
のときにもよく話をして、各地々々で例
えば協会の会長のところへ集中して置
く、そして必要に応じて県内の業者に
実費で貸すというふうなことができ
るかどうか、そういう点を一つ是非
検討してもらいたい。こういう工合
にして今問を発生しております。従
いて恐らく昨日御聞、それから北海道
の人などからは是非そうしたいから
といううな意見も出ておりますけれ
ども、これが成立いたしましたならば、
行政指導でそういう工合に努力いた
したいと思ひます。

○近藤信一君 十六條の但書の中
の「それ以前に定期金に付いても満期後
特別の登記をした」という特別の登記
というのは何を意味するののか。
○説明員(宮内潤一君) 実はこの辺
は、先ほど官房長が逐条説明で申し上げ
ました通り、民法をつくりを引いて
るわけでありまして。民法の抵当権がこ
ういふふうになつてゐるわけであり
まして、それで特別の登記というのは民
法で使つてゐるので我々も使つたの
ですが、何も特別の意味があるわけ

はないわけでありませう。そういう旨の登記という意味でございませう。

○三浦辰雄君 只今直接関係はないことかも知れませんが、登録業者の問題ですが、建設業法の六条の要件を備えており、十一條の拒否の各事項に触れなければ、登録というものはいいわけの簡単にできる、簡単というか……、言葉をもっと言えば、第七條の「工事経歴」或いは「直前二年の各事業年度における工事施行金額を記載した書面」というその中に記載する金額が非常に少い場合であつても、これは虚偽の申立をするのでなくて、少いだけの額、額には関係なく記載されていなければならない。更にはこの金額が、まだ始つたのだから二年間のうちにはないという場合でもこれはできるということになるんですか、その点ちよつと……。

○政府委員(石破二郎君) 第五條の要件を備えなければならぬのは勿論であります。先ほど御指摘になりました通り、過去実績がない、少いということとは問題にせずに登録すべきものと、かように考えております。

○委員(深川タマエ君) 次に進んでよろしくございませう。

○委員(深川タマエ君) では二十一條、即ち九ページの初めから三十條、即ち十二ページの終りまでお願いいたします。

○委員(深川タマエ君) 御質疑はございませうければ、十二ページの附則、一括いたしましたお願いいたします。

○三浦辰雄君 自動車に抵当法については總括的に当初田中委員からいろいろと質問がありました。まあ私もこ

の制度が開始されて果してどのくらい一体有効に適用されるかどうかという問題の一つの参考にしたいために聞きたいたんですけれども、自動車の現在台数は、抵当に当たる台数及びその価額が幾らあつて、そしてなお……、現在の手許にあるお調べで結構です。どのくらい入つていて、抵当の対象となるどのくらい貸出されておるかと、この数字を一つお聞きしたいのです。

○政府委員(石破二郎君) 自動車の総台数でございませうけれども、実は後刻、本日中によく調べまして御答弁申上げたいと思つておりますが、抵当制度の利用状況でございませうけれども、昭和二十七年中にこの自動車に對して抵当権を設定した状況について御説明申上げますと、抵当権を設定した車両の数が四万二千三百九十九台、これに對する債権額が百四十七億九千四百四十四万五千五百二十五円でございます。

なお先ほど、この機械の抵当制度ができたなら、新しく機械を買つた方も利用されるだろうと申上げましたが、自動車についてもその場合を分けて考えてみますと、これは自動車と營業車によつて若干違つておりますが、申上げますと自動車と營業車とに分けて分けますと、自動車の新車と舊車とを分けた台数が一万一千三百三十五台、これに對しては、これに對する債権額は四十四億四千四百四十四円、それから家用車の旧車、つまり従来から持つておるもの、これに對しては抵当権を設定したのが四千四百八十四台、この債権額は十六億七千一百四十四円、次に營業用でございませうけれども、これは新車が四千八百八十六台、この債権額は二十七億八千三百四十四円、それから營業用

の旧車が二万二千六百三十四台、これに對する債権額は五十九億三千六百四十四円、こういうことになつております。

で、自動車について新しく買つた場合に抵当制度を利用したものが非常に多い、營業用については在來持つておる車に抵当権を設定して金を借りた場合が多いというふうなことになるのでございませう。

○石井桂君 私、知らないから聞くんですが、自動車抵当法の自動車というものは三輪車も入るんですか、オート三輪。

○説明員(宮内潤一君) 入るということになつております。道路運送車両法という法律で自動車の範圍を言つておるんですが、非常に廣く、動力で道路を走るものならみな……、こういう觀念で臨んでおりますから、ちよつと我々の觀念としては自動車ではないと思はれるものも法律上は自動車ということになつております。

○石井桂君 ではスクーターも入りますか。

○説明員(宮内潤一君) 勿論入ります。その証拠にナンバー・プレートを持つております。

○委員(深川タマエ君) それでは公共工事のほうは直ちに逐条審議に入りますか。

○三浦辰雄君 この建設機械抵当法は、今これに對して、公共工事前払金に入るんですか。一応逐条としては終つたということにするんですか。その辺を明かにしてお願いしたい。

○委員(深川タマエ君) 建設機械のほうは逐条は終つたといふことに御異議ございませうか。

○委員(深川タマエ君) では建設機械抵当法案は逐条審議は終了いたしましたものと認めます。

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

○委員(深川タマエ君) 次に公共工事の前払金のほうでございませうが、直ちに逐条審議に入りますか。

○三浦辰雄君 どうも逐条と言つてもこれは条が少いのですが、これは一つ總括から入つて行つて頂いたほうが便利かと思つて……。

○委員(深川タマエ君) 三浦委員の御提案如何ですか。

○委員(深川タマエ君) それでは公共工事の法案の總括質問をお願いいたします。

○石井桂君 この公共工事の前払金保証制度が設けられてもう一年になるんですが、相當の期間があると思つておりますが、その場合非常に心配されたのは、中小企業者の救済を目的としたこの法案が、事實上は大企業者に利用される機会が多くて、中小企業者の救済にならないんじゃないかという意見が随分あつたと思つております。そこで今までの施行の状況から考えて、所期の目的が達しておられるかどうかを、大体でよろしいのでございませうが、数字などを挙げて御説明願ひれば大要結構だと思ひます。

○政府委員(石破二郎君) 先年來施行いたしておりましたこの公共工事の前払金保証事業に關する法律の施行状況一般についてでございませうが、お陰様で非常に成績はよろしいのでございませう。昭和二十七年の秋から北海道と東京、大阪に三つ会社を作りまして、北海道は資本金五千万円、東京は一億円、大阪は八千万円、こういうことで発足い

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

そういう状況でございまして、最近ではやはりもう少し資本金を増やなければ保証に間に合はなかつたやうな感じがいたします。今年のもう速からん機会にそういう申請をして来るのではなかつたかと思つております。一方そういう状況でございまして、保証金の利率のことも当初より若干下げましたやうな状況で、まあいづれも堅実な營業をいたしておると思つておりますが、なお御質問のありました、これは大業者だけに利用されて余り中小業者は利用してないのではなかつたかという御質疑でございませうが、大雑把に言ひまして大半、半分以上は、七割というやうなことを一応見当をつけておりますが、いわゆる中小業者といはれるものが利用しているのではなかつたかと思つております。具体的にそれは中小業者だから保証を断つた

たしたのでございませう。二十七年度は創業早々でもありませうし、又いろいろの設立諸経費などもかかり、残念ながら所期の營業成績が華がりませうで、各社とも若干の赤字を出しておつたやうな状況であります。これが二十八年に入りまして非常に軌道に乗りまして、各社とも營業成績は非常に挙りました、私どもの当初の予想は保証金額の總額は大体まあ年間二百五十億見当じやなかつたかと考えておつたのでございませうが、結果は三百億上廻つて三百六十億見当の保証をいたしましたやうな次第であります。なお北海道だけは兼業として金融保証もいたしておりました、これも成績はよろしいやうでございませう。

という例はないかと思つて調べてみたのでございますが、ないようでございます。

それでこの会社ができてから保証を申請して来て拒否したという例は七件ございまして、これらもいゝわゆる弱小業者だからというようにござつておられるのはございせん、経営の内容が悪いとか、それから信用がもう悪いとか、工事がとてもできずもないというふうなもので、これはそれ／＼審査会というふうなものを作つて審査いたしておりますが、そういう理由で断つたのがまあ七件ほどあるようでございますが、中小業者は相対に利用してゐるのではないかと。特に最近にはなりましたけれども、大業者のほうには前払金を受けなくてもやれるというふうなことからしまして、この制度を利用しなかつたものさへ若干あるような状況でございます。

○石井桂君 これは前払金を保証してもらへる会社はあらかじめ登録が何かしておいて、それによつて会社が危いかどうかというのを考えてそして貸付ける方法じやなかつたのですか。登録はなかつたのですか。

○説明員(宮内閣一君) そういう制度はやつておりません。これは工事契約ができたからその契約書を持つて来て、そして誰でも申込みということになつております。但しそれは勿論建築業者でなければなりませんから、建設業の登録はございませうけれども、保証会社の登録をすることはございせん。

○石井桂君 そうしますと、まあその引受けた事業がとにかく危くないという見通しがあれば中小企業者でも貸付けるわけですね。貸付けるというのか、前払を……

○説明員(宮内閣一君) さうようでございます。

○石井桂君 わかりました。

○三浦辰雄君 只今伺つておりますと、この保証会社は大変利用がよいのですけれども、一体この保証会社が資本金は三社で合計二億三千万円、二億三千万円で回転というのか、保証した年間の額というものは三百六十億、大変な成績なんです、これは大体この保証基金といふものはどのくらいになり、そしてこの会社自身が自己資本で足りない分、よそからいゝわゆる工事資金、よそから借りる、他の金融機関から借りる関係の実態はどういうふうになつてゐるのですか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(宮内閣一君) 細部につきましてはちよつと御説明申し上げます、資料にいたしましてこの前公共工事の前払金に関する法令集を差上げてあると思ひますが、その中の、それを御覧願ひます、四十一ページに事業方法書といふのがございまして、これは東日本だけのことを載せましたけれども、各社いづれも同じでございますので、四巻を御覧願ひますと、「保証限度」といふのが書いてありまして、「当会社の前払金保証債務の最高残高は、当会社の自己資本(資本金、資本準備金、利益準備金その他の任意積立金及び前期繰越金の合計額をいう。以下自己資本といふ。に)保証基金を加えた合計金額の二十倍をこえることができないものとす。」というふうに制限をいたしたのであります。そこで只今お話の通り三社合せて資本金は二億三千万円でございますが、保証基金といふのが法律に認められてありまして、正規

の保証料は日歩一銭、九十日まででは取つてゐるのであります、現在その半額、つまり日歩五厘の割合で保証基金の積立を各業者にやつてもらつております。従ひましてその保証基金が現在、これも資料で差上げましたが、相当な額にもなつておりまして、一億を越してゐるのであります、それと本年度は相当の剰余金が見込まれますので、そういうのを加へると、大体三社合せば三、四億、従つてその二十倍であるので六、七十億までは最高残高としては保証できるわけでございます。それでもなお且つ非常に営業、営業といふんです、債務の保証する額が多額に上るのでございますので、只今官房長の申上げました通り、もう少し増資をしようじやないか、そういうふうな動きになつてゐるのでございまして。

○三浦辰雄君 今の保証基金はいわゆるここに業務保証にいう資本金、自己資本金とみなしてくれるわけですね。

○説明員(宮内閣一君) はあ。

○三浦辰雄君 そこでそれらを合せて大体資本金の倍といふか、三億を超えたと、あなたのほうで認可したいわけの方法書は二十倍までというのですけれども、この貸出をする場合に、これにあるからと言つても金があるわけじやありませんから、実際問題として金を他の金融機関からこの保証会社が借りて来るということになるのですか。

○説明員(宮内閣一君) お答え申し上げますが、この保証会社が金を貸すわけではないのであります。固なり公共団体なりが金を出してやる、前払するのとはそういう機関がある、その債務をこの会社が保証してやる。そして事故が

起きた場合にはこの会社が固なり地方公共団体に保証してやる、こういう建前になつております。従つてよそから金を借りるというふうなことはございせん。

○三浦辰雄君 そうすると二十倍といふのは残高といふことの制限ですね。保証してやつた額の最高残高といふんですか……、そうすると個々の保証の關係といふのはどういふことになるのですか。

○説明員(宮内閣一君) 個々のものについては、ただ一つだけその次の第五条で「毎事業年度における一保証契約者に対する保証総額は、当分の間十億円を限度とする。」、そういう制限が一つございまして、あとは野放しでございます。ただ会社全体といたしましては、絶えず最高残高を見ておつて、そして私どもの考えをいたしまして、大蔵省も同意見でございますが、大体この二十倍以上のあれを保証する、万が一のときに会社が危いのか、ないか、取りあへずのところはこれで行つてくれといふことで、全体としてはさういたしております。

それから先ほど私答弁を一つ失念いたしましたのでありますが、平均工事がどのくらいかといふことでございまして、が、今のところ、当初四月くらいで計算いたしました、平均では五カ月程度といふことになつております。勿論電力関係などで二年以上のものもありまして。

○三浦辰雄君 大変拒否した件数が非常に少ないのですけれども、おおよそこういう保証会社とか金融機関といつたようなものは固く／＼とやるし、保証してもらひたいほうから言へば、非常

に、何と言ひますか、極力お願いにお願いを重ねてゐるのだらうと思ひますが、この七件といふのは、その保証申入れをして、いろいろ資産信用の程度を大いに説明して、先ずアウトになつて行く部分が、つまり表に載らないうちにアウトになつて行くのが大部分なんです。そして大体よからうとなつてから途中でアウトになつたといふのがいゝわゆる七件だといふふうに解釈ができるのですが、その点はどうなんですか。

○説明員(宮内閣一君) これもやはりこの事業方法書の第十条に規定がございまして、保証会社は申込まれた原則として皆保証してやれ、そこで困るものとしては建設業法によつて登録を受けていない者、それから請負工事を完全且つ誠実に施工する見込みが確実でないという者、それからその次は公正な価格で請負なかつた、あとはもう保証証書に必要な事項を記載しないといふことでございまして、今断つた七件といふのは全部と言つていくらい第三号の公正な価格、これを各保証会社ともいゝわゆるロー・リミットの考え方を持つておりまして、ダンピングしたものは全部断つたかつかないかといふので、それに皆ひつかつておるわけでありまして。従ひまして大体は発注者に対してこれは五百万円で請負つておるけれども、予定価格に対して何割、例えば八割なら八割以下でやるかどうかという照会をしてあります。それでひつかつたのがこれでございます、そのほかどうも資産内容が云々といふようなことで断つたといふようなことは余りないようであります。

○三浦辰雄君 これは大変どうも、それを聞いても心強くなつて来るように思われるのですけれども、その六十億の保証をしたというのですが、二十八年度の一体これらの対象になり得る工事量ですね、それはどのくらいあつたのですか。

○説明員(宮内閣一君) それでは概況的に御説明申し上げますと、この前払保証の前払費用を出せる機関というのが、それから公共団体、それから重要な民間産業で建設大臣が指定するもの、こういう工合になつております。

併し工事量が幾らあつたということ、前払をするかどうかという問題はちよつと別個になります。というのは、例えは国の場合ですと、必ず予算があつて工事を出しますから問題はないのでございまして、地方公共団体、特に市町村になりますと、その工事を注文する、それができ上つたときに金を払えばいいという前提で注文するので、とても前まではやれないと、こういうことでございまして。併し観点を交えて、現在前払をそれじややつておるところはどうかというところがあるかと申しますと、国の機関は全部といつていくらい支出しております。それから公社関係でございまして、これは電信電話公社、それから専売公社は出してあります。国有鉄道は出しておりません。

それから府県は東京都と徳島県を除いては全部出してあります。それから市町村は大阪市、名古屋市等を初めといまして、目下のところ二百二十市町村ですか、それが前払制度をとつております。それから民間産業方面には実は一年間で各地方団体の説明等に日

を要して、まだ十分に手が伸びておりませんが、中国電力であるとか或いは富山鉄道であるとか、そういうふうな私鉄、電力関係が最近だつて出てきております。こういう状況であります。

○三浦辰雄君 徳島がどういふ事情で除かれていたのか、欲しないから除かれていたのか、この点もですが、全体で現在九千六、七百の市町村があると思うのですが、その中で二百二十はこれの適用を受けている。ところがこれに恐らく仕事自体は適用のできる工事量というものが他の九千何百かの市町村にもあろうと思うのです。それらはこれを適用してもらつたという希望がないのか、或いはそれはまだどういふ制度の普及がなくて、かた／＼又資本金が資本金ですから、そこまで一手に勧誘するといふような、この制度の徹底というものを図ろうといふことにはならない段階なのか、この辺のことを御説明願ひたい。

○説明員(宮内閣一君) お説の通りでございまして、仕事のやれる分量というものがおのずから制約されておる。最近御承知の通り国とかそういうところに非常に、先ほど申しました通りの状況で、先ほど申し上げました通り、全国一万余の市町村にまで及ぶといふことになったならば、これは大変だといふ点で、従来それらのほうへの働きかけといふますか、そういうものが十分にやつていなかつたといふことは事実でございまして。併し他面相当勧誘いたしました市町村でも、特にこの町村になりますと、前払するだけの余裕がない、趣旨はよくわかるがといふのが相当ございまして。従いまし

て比較的余裕があると言つちや語弊があるかも知れませんが、大世帯の台所のところはいづれも実施して頂いておる、こういうことでございまして。

それから東京都と徳島がやつていないといふことの理由でございまして、これはこの保証会社を利用しない、それよりか前に地方の協会が徳島の場合ですと早く受取つてやつておる、そういういきさつがあるわけで、前渡金としては出ていたわけではございまして。それから東京都の場合は、昭和二十六年頃でしたし、東京都の業者のやはり組合的なものができておりました。それに東京都が出資もして、業者に対する金面を成る程度面倒を見ておる。従つてこの保証会社の制度は切替へるに手間がかかつていゝといふので、遠からず東京都では実施して上げる、こういうことを言つておりました。

○三浦辰雄君 そういふ状況であるところへ持つて来て、今度はこの法律によつて対象の範囲を拡大する、つまり第二条の第一項中に「これらの工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む」といふ点と、それから十九条にこの保証事業会社に更に業務の範囲を拡大して第二号を加える、こういうことになるのですが、これはあなただけのことは監督している対象会社といふますか、従つてこの問題こそ先の抵当権とは違つて、いわゆる資金量といふか信用力といふたほうがよいかも知れませんが、信用力、従つて資金量に特段の或る程度の範囲といふものを恐らく考へていられるのではないかと思われる。業務は拡大したけれど

もその保証の限度がつかえちやつていて目的を達しないといふことでは困る。恐らくそれについて考へているのだらうと思つたのですが、それはどうなのですか。

○説明員(宮内閣一君) おつしやる通りでございまして、先ほど申し上げました通り第二条の關係の仕事を殖やすといふ要望は主としてこれは発注者のほうから出てくるのであります。どうも建設工事はやれるけれども機械は相当金がかかる、そこでやれないので非常に困る。例へて申しますれば、ダム関係のときに索道などは、必ず索道を作つてその人が設置してあるわけでありまして、設置のほうは建設業法に言う工事は出せない。そこで予定の時に機械がでないで困る。これを打開してくれといふのが主として大発注会社側の意見であります。そこでいろいろ研究いたしましたところが、先ほど申し上げました通り最高残高の制限もございまして、それをどうしようかといふのでいろいろ調節して来ましたが、業者側の意見としましては、どのくらい今の資本金ではとまつてしまふのだから、この際思い切つて倍増増資をしようといふようなことで殆ど意見が一致してあります。従いまして先ず倍増増資をするといふことが一つ、それからもう一つは、私も大蔵省と交渉いたしました、異常危険準備金といふものを一つこの会社に設けさせてくれないかといふことで交渉してあります。これは何年に一度か大災害を受けるかも知れませんが、そういうときに今の税法であります、御承知の通り法人税、事業税は約六〇%近く持つて行かれる、持つて行かれる

といふと誠に申訳ないのですが、会社としてはなくなる。そういうことではとても自己蓄積はできないので一定の限度でいから異常危険準備金といふものを認めてくれといふことで話しておりましたところが、この三月三十一日に法人税の關係の規則を直しましたときに、総収入の五%だけ年間認めよう、こういうことで各社がこの決算期におきましていづれも積むことになつております。これだけでも実は数千万円の蓄積ができるわけでありまして、そういうことと何かで申しますと、この二十倍といふことによつて建設業者のほうにその分だけし寄せになるといふ心配は先ずない。それからもう一つは、異常危険準備金まで認めておれば、もうこの二十倍自体を撤廃はできないかも知れませんが、或る程度緩和してもいいのじやないか、こういう工合にも考へております。

○三浦辰雄君 それに關連してもう一つお聞きしたいのですが、現在の二十倍との關係から言つて、その瞬間々々におけるいゝゆる限度ですね、それはどの辺まで行つていゝるのですか、限度すれすれまで常に動いていゝる、つまり平均五カ月の期間との關連において、その月々の残高が二十倍との關係でどうなつておるか。

○説明員(宮内閣一君) 二十七年、二十八年といふ様か一年半ばかりの経験でございまして、まあ將來もそうだとはいへませんが、実績の示すところを見ますと、大体十月、十一月が二十倍のところをすれ／＼になつております。それから今年は特に暫定予算の關係もあつたせいですが、それに災害が非常に多かつたために、

三月の発注が非常に多いございまして、それで三月、この三月間がすれすれのところへ行つてゐる。そこで四月、五月くらいですと実は十倍前後でとまつてゐる。まだ倍の保証余力がある、こういうのが実績でございまして。

○三浦辰雄君 いろいろ種類のこと、今の災害という問題が、出ましたけれども、御承知の通り災害については補正自身も額が少いし、一方から言へば工事をしなければならんといふことと何かとかなといふこと、から工事をやつてゐる。あいつた、わゆる仕事の裏打ちのない、つまり政府のつなぎ資金との関係のない工事、これらについてはこの保証会社といふものはどうなんですか、保証しないといふ建前で来たわけなんですか。

○説明員(宮内閣一君) それは今度の法律の改正で十九号の二号を設けたわけですが、その前の一号がございまして、これは運搬資金の債務保証をやるのでありまして、例えば国にはそういうことはないのでございまして、府県が国からの予算は来ん、仕事にからなくちや困るという場合には、仕方がないので、知事さんその他に頼んで、銀行もなか／＼貸したがいらない、殊に中小企業者に対しては貸したがいらない、こういうときにはこの会社が債務保証をしてやる、こういうことができるようになるつてございまして。そうしてただ今までは前払のほうの活動に追われて、これはまだ北海道の会社しかやつておりませんけれども、北海道では昨年三億幾ら債務の保証をしてやつております。それで道内の業者は非常に喜んでおります。私どもとしまして

は、前払という制度が早く安定すれば、今度内地におきましても十九号一号の運搬資金の債務の保証という仕事も積極的にやつてもらいたい、このように思つております。

○三浦辰雄君 いろいろことになると、或る程度焦げつきといふか、問題が出て来るのだらうと思つてゐるのですが、それらについてのお考えはどうですか。

○政府委員(石破二郎君) 誠に御指摘の通りでありまして、これは迂闊なことではあるけれども、ございせんので、その辺はよほど慎重にやつて行かなければならぬと思つてゐるが、幸いに北海道で去年から始めておりますのも成績はいいものでございまして、よく間違ひのないように一つやつて行かなければならぬ、かように考へております。

○石井桂君 この公共工事前払金保証事業の法律の中にどうして機械のメーカーに対する保証を加へたんですか。

○説明員(宮内閣一君) 二条の今度の改正は、機械メーカーに対する前払でございまして、これは先ほど三浦委員の御答弁の際にも申しました通り、発注者が非常にこれを希望してゐるわけでございます。どうも工事だけやるの機械のほうに出せないために、業者のほうから例へばやりたくても機械ができて来ないから容易に仕事にかけられないといふような不便が起きて困ります。従つて何とかこれを改正して、こういふ要求でございまして、殊に御承知の通り、昨年度あたりから全国でダムなどが非常に数が殖えたものでございまして、から、それに伴う要求でございまして。

○石井桂君 公共工事といふのは工事中でもでき上つても公共工事だと思ふのですよ。けれども機械といふのは一編使つて、あとは何年も使えるわけですね。公共工事に使う機械であるけれども、公共工事だけに使うといふわけじゃない。そうすると公共工事の前払金保証事業に關する法律の中へ規定して恩典を与えるのは何か非常に公平を失ふような感じがするのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(石破二郎君) 第二条の改正を御覽になつて頂きたいと思つて、これは飽くまでも国とか地方公共団体とか、それから特に指定する団体が発注するその機械に限るという前提が付いております。又これらの用に供することを目的とする機械類を国とか公共団体が買入れて、そして公共工事の用に供するといふようなことでございまして、大體こういう国とかその他の団体でございまして、公共工事の用に……後日使うといふような例は殆んどなかり、かように考へております。

○石井桂君 普通の請負が公共工事を引受けるときに、機械がなければ保証をしてもらつて、そして公共団体から借りられることができるわけですね。そうするとその一般の請負が公共工事ばかりやることは限らんとするのですよ、で初めに公共工事をやるけれども、あとはまあ大體は民間の工事だ、これは土木工事では違ふと思つて、これは土木工事とは違ふと思つて、建築のほうのタワーとかミキサーは民間のほうが多くて、公共工事のほうが少ないので、それから、そういうときに公共工事前払金保証の中の規定といふのはちよつとおかしいように感ずるものですからね。

○説明員(宮内閣一君) 今の点ちよつとあれだとお感じですが、これは公共工事をやる業者がメーカーに前払をするとかそういうものじやないので、国なりその注文主が買入機械でございまして、それから、それ以外のものに使われるといふことは、これ、あとで販売でもすれば別でございまして、けれども、それ以外のものは相定できないわけでございます。

○石井桂君 私が聞いたような場合はないわけですね。

○説明員(宮内閣一君) さうでございまして。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて、一応休憩いたします。

午後三時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省関係法令の整理に關する法律案

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め、一応休憩いたします。

午後三時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省関係法令の整理に關する法律案

〔法令の廃止〕

第一条 左に掲げる法令は、廃止する。

一 水利土功及學事に関する會議存続の件(明治二十二年法律第十一号)

二 道路法中特例に關する法律(昭和七年法律第三十五号)

三 空中写真の利用等に関する政令(昭和二十五年政令第三百二二号)

(水防法の一部改正)

第二条 水防法(昭和二十四年法律

第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項を次のように改める。

都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

第七條第二項中「定めなければならない」を「定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計画を国家消防本部長に報告しなければならない。」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中「都市計画区域」を「都市計画区域(都道府県知事が都市計画審議会の意見を聞いて指定する区域を除く。)」に改める。

第十五條第一項本文中「建築主は、」を「工事施工者が」に改め、又は「の下に」を「建築物の除却の工事を施工する者が」を加へ、その旨を「これらの者は、その旨」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

建設省関係法令のうち実効性のなくなつたもの、事務を簡素化すべきもの等について所要の改廃を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設機械抵当法案(予備審査のための付託は四月十四日)

昭和二十九年五月七日印刷

昭和二十九年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局